

中央競馬馬主社会福祉財団助成事業 申請マニュアル

令和 6 年 3 月

この申請マニュアルは、埼玉県内の社会福祉団体及び施設が、本助成事業を申請するにあたり、注意する箇所等を記載しています。

☆申請期間

令和 6 年 4 月 26 日 (金) まで

☆提出物

様式 1 及び様式 2、その他様式 3「添付書類一覧表」に記載の書類

☆提出方法・提出先

様式 1、2 については電子メール (e-mail) にて送付する。

様式 3 及び添付書類については郵送してください。

【提出先】

◎電子メール (e-mail) アドレス : 11@akaihane-saitama.or.jp

件名には『中央競馬馬主社会福祉財団助成要望事業について』と記入

◎郵送先 : 〒330-0075

さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ 3F
社会福祉法人埼玉県共同募金会 業務課 宛

※中央競馬馬主社会福祉財団へ提出しないよう注意してください。

1. 助成事業実施計画申請書【様式 1】の記入方法

〔様式 1〕「助成事業実施計画申請書」(記入例) に従ってご記入下さい。

特に、法人番号については、国税庁法人公表サイト (<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>) を参照の上、記入ください。

その他、以下の点にご注意下さい。

〔注意事項〕

(1)総事業費の欄には〔様式 3 添付書類②〕「見積合せ点検票」の採用金額を転記しますが、必ず消費税を含んだ額をご記入下さい。(非課税の場合を除く)

(2)事業が複数ある場合は、〔様式 3 添付書類③〕「総事業費確認書」に記載されたそれぞれの事業費の合計額を総事業費の欄に転記します。

2. 中央競馬馬主社会福祉財団の助成を受けた事業の実績（過去5年分）【様式2】の記入方法

〔様式2〕「本財団の助成を受けた事業の実績（過去5年分）」（記入例）にしたがってご記入下さい。また、以下の点にご注意下さい。

〔注意事項〕

(1)過去5年間に本財団の助成を受けた法人の施設の名称を他の都道府県にあるものを含めて新しい順に全て記入します。

(2)助成を受けた物件が廃棄、改修等をされている場合は物件名の後にその旨を括弧書きして下さい。

〔例：(平成30年5月廃棄)、(平成30年1月拡張工事実施)〕

(3)過去5年間に本財団の助成を受けた実績がない場合も、法人名・本年度助成施設名を記入し、空欄・斜線等を用いて必ず提出して下さい。

3. 添付書類に関する注意事項

申請書類とともに提出する書類は〔様式3〕「添付書類一覧表」の「添付確認欄」に○印を記入し、表の番号を記したインデックスを付して番号順に綴じますが、それぞれの書類について、以下の点にご注意下さい。

〔注意事項〕

(1)定款又は寄付行為

法人の最新の定款又は寄付行為を添付して下さい。

(2)役員名簿

就任年月日、任期、現在日等の記載のある、最新であることがわかるものを添付して下さい。

(3)(4)前年度の貸借対照表・財産目録（法人全体のもの）

申請書提出時点では、令和4年度のを添付してください。

なお、令和5年度の貸借対照表及び財産目録は、令和6年7月5日（金）までにご提出ください。

(5)見積書 (写)

見積金額の総額は消費税等の諸税を含むものとし、必ず〔様式 3 添付書類 ②〕「見積合せ点検票」を添付します。

なお、事業が二つ以上ある場合は、〔様式 3 添付書類③〕「総事業費確認書」に、それぞれの事業費と合計額を記載して、添付して下さい。

これらの添付方法については、『「見積書 (記入例と添付方法)」』でご確認下さい。

見積書についてのその他の注意事項は以下のとおりです。

- ・車両本体価格は必ず記載することとします。
- ・車両に掲示する看板 (当財団の名称「(公財) 中央競馬馬主社会福祉財団助成」・ロゴマークのプリント) 代は必ず計上することとします。
- ・メンテナンス費用 (メンテプロパック・メンテサポート・延長保証プランなど)、道路サービス関連費用 (J A F 等)、任意保険料は計上できません。
- ・提案書・特に記載のない商談メモ、購入メモは見積書ではありませんのでご注意ください。

※車両への標識掲示について

両側面と後部に可能な限り大きく表示する。

「(公財) 中央競馬馬主社会福祉財団助成」



元データ

<https://www.jra-umanushi-hukushi.or.jp/wp-content/uploads/2bc1887b554a9bc02737a1581efa55d4.pdf>

≪車両プリントの適切な例≫



側面



後部

(両側面に表示した財団名と財団ロゴマーク)

(6)見積合せ点検票

見積合せ点検票の日付は見積書以前にならないように記載します。

なお、業者が1社でも点検票は必要です。

(7)車両のカタログ

カタログは原則的に定価の記載されたものとし、定価の記載のない場合は価格表、定価証明書等を添付します。

いずれの場合も、助成要望車両の品番、定価（車両の場合は本体価格）をカラーマーカーでマークします。

(8)施設のパンフレット

当該施設の事業内容、規模等が記載されたものとしします。

4. 所在地の社会福祉協議会の推薦状〔様式3 添付書類①〕について

(NPO 法人のみ)

共同募金会にて推薦団体を決定した際に、該当する NPO 法人に改めてお知らせします。

共同募金会へ申請書類提出時点では必要ありません。